

平成 26 年度 第 4 回自立支援協議会議事概要

<日時> 平成 26 年 1 1 月 1 1 日（火）午後 2 時 30 分～午後 5 時 00 分

<会場> 東久留米市役所 7 階 703 会議室

<出席者>

奥住委員、河野委員、及川委員、平山委員、小田島委員、長田委員、  
磯部委員、有馬委員、高原委員、小林委員、渡邊委員、水谷委員

<事務局> 福祉保健部長、障害福祉課長、地域支援係長、  
障害福祉課職員、さいわい福祉センター職員

<議 題>

1. 報告事項

- (1) 相談支援部会の報告
- (2) 「障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査結果報告書」について
- (3) 団体ヒアリングと事業所アンケートの結果について

2. 協議事項

- (1) 計画の素案について
  - ・計画全体の校正について
    - 第 1 章 計画策定にあたって
    - 第 2 章 東久留米市の障害者の現状
    - 第 5 章 障害福祉計画
    - 第 6 章 計画の推進体制と進行管理

3. その他

- ・小山恭輔選手の講演チラシ（生活文化課）
- ・事務連絡

**【地域支援係長】** では、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。平成26年度第4回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきますと思います。

早速ですが、最初に資料の確認をお願いいたします。お手数ですが、資料番号を各自ご記入いただきたいと思います。

今回は第4回の自立支援協議会になりますので、まず、表紙の次第の右上に4-1とご記入ください。次に、相談支援部会の報告書というものに4-2。クリップどめとは別にお配りしている、障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査結果報告書という分厚いものに4-3と振ってください。次に、クロス集計の内容が4-4。次に、団体ヒアリングのまとめが4-5。次に、事業所アンケートのまとめが4-6。次に東久留米市障害者計画第4期障害福祉計画の素案というものが4-7。平成21年度～平成29年度サービス利用状況（計画目標値）居宅系というものが4-8。小山恭輔選手の講演チラシが4-9。最後に、自立支援協議会の席次表が4-10です。

配付資料は以上になります。もし不足等ございましたら挙手をお願いいたします。大丈夫ですかね。ありますか。ありがとうございます。

本日、鯨岡委員、野村委員、池田委員、岡野委員は欠席とのご連絡がありました。

以上です。会長、よろしく申し上げます。

**【委員長】** 改めまして委員の皆様、こんにちは。26年度第4回地域自立支援協議会を開始いたします。終了時間は5時を予定しております。

まず、報告事項です。一部、後半には委員の皆様から意見をいただく議題もございます。

1つ目は、相談支援部会報告です。部会長、お願いいたします。

**【委員】** 相談支援部会の報告をしたいと思います。

資料4-2を見ていただきたいんですけども、10月20日に市役所の会議室で2時から5時にかかりましたけれども、第2回の相談支援部会ということで行いました。

内容的には、最初に事例検討ということで、30代の男性、精神障害の方の事例検討をいたしました。この方は、人と人とのかかわりといいますか、支援をする人をどうやって見つけていくかというところで、そのような人とのつながりですとか、そういったところが大切であるという事例でした。就労を目指しておられるということで、そういったことを実現するためには、地域でどの

ようにかかわっていったらいいのかということをお話ししました。

それから、次に、特別支援学校からで、こちらのほうは事例検討のかわりに、学校のほうで行われています進路指導についての説明を資料に基づいてやっていただきました。こちらのほうも私も、全く作業所の中ではちょっと知らないことも多々ありまして、どのように生徒さんを支援、指導していかれているかということは大変参考になりました。

その中でも、いろんな生徒さんがおられるんですけども、その生徒さんの状況に応じた進路先を考えていくということで、そういう1つの基準となります資料なんかもつくっておられまして、作業所のほうでもそちらのほうは非常に参考にして活用することができるのではないかというふうに考えました。

それから、あともう1つの議題としましては、第3期東久留米市の障害福祉計画の計画と実績についてのPDCA表のほうの検討を行いました。いろんな意見が出ましたけれども、主な内容としましては、ここに書いてあるとおりです。こちらのほうの検討に大分時間をかけまして、5時ぐらいになったという、そのような形です。

次回としましては、12月16日に行うということで予定をしております。一応以上です。

**【委員長】** ただいまの部会報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

**【委員】** この間の全国大会で、4度、3度の話、程度の話なんですけど、その紙を、僕が使った資料をきょう持ってきたので、後で見てもらいたいと思います。今とめているから、ちょっと時間かかるんですけど。これじゃ足りないですよ、ほんとに。ものが足らなくて。これだけでないと言われて。だから、それをもっと、4度、3度を何とかしてほしいと思うんですけどね。1度、2度はこんなあって、3度はこれより下になっているから、ほんとにいろんな事件があったり、いろんなことがあって今困っているの、どうしたらいいのかなと自分は思って、これを出しました。

**【委員長】** それでは、途中の休憩時間で、それを配布したいと思います。

**【委員】** はい、配ります。

**【委員長】** 続きまして、前回に議論した市民意識調査について、不明だった集計等が加筆されておりますので、ご説明をいただきます。

**【障害福祉課長】** では、秋山のほうからご報告いたします。資料の4-3と4-4をごらんください。4-4、クロス集計の内容というのを今回、前回お配りしたものに追加しておりますので、4-4を見ながら、ページをめくっていただき、確認していただければと思います。

まず、調査表の4ページ、問4のところにお住まいをお聞きしているブロックごとの手帳をお持ちの方の居住の内訳の図がありますが、その下に全体の人口構成の割合、これは障害をお持ちの方も持ちでない方も全部含めた11万8,000の市民の人口構成のグラフを入れました。これを上と下と重ね合わせてみると、例えば第4ブロックみたいな母集団が多いところは障害がある方も多いというのが分かるので、追加しています。

それから、10ページから11ページのところを見ていただきますと、就労支援室「さいわい」と「あおぞら」、それから市役所の中のハローワークの窓口について、特に仕事に関する相談場所なので、20代～50代のとりわけ仕事をお求めになっている方が多いと思われる年齢層で、クロス集計をかけたものを中段のところに入れていきます。

そうすると、利用している方も、例えば「さいわい」と「あおぞら」で6.4%とかというふうが増えるということになります。ハローワークについても、12.8%の方が利用しているという結果がわかりました。

それから、P12～14のわかき発達相談室、教育センター、滝山教育相談室の3つについては、逆に、0歳～19歳の方々の利用、認知度についてクロス集計をとったところ、やはりこの世代では非常によく利用されて、それぞれ利用されているし、知られているという結果がわかりました。全体の中ではちょっと埋没してしまうんですけど、そういう結果がわかりました。

それから、P17の問10、これは自立支援協議会に望むことという自由記述をまとめて入れておきます。

次のP18です。東久留米市の障害福祉施策全般について、ここではあまり充実していないという否定的な回答をされた方について、障害手帳の障害部位別の内訳をクロス集計をとってみましたところ、肢体不自由とか内部障害の方がそういうふうに感じている方が多いというのがわかりました。

それから、25ページですね。10年前に比べて地域や職場での障害の理解はどうかという質問で、「いいえ」という答えをした方の同じように障害手帳の部位別で見たものを載せておきます。やはり内部障害、肢体不自由ではちょっとそれが多という結果でした。

その次の26ページ、地域で障害者が住み慣れたところで暮らしていくことについて、難しいと思うと回答した方の年齢構成のグラフを入れておきます。これで見ますと、70歳以上の方が難しいと思うという回答が比較的多くて、若い世代ではさほどではないということがわかります。

だから、70以降になると、高齢者の施設とか、そういうところも視野に入ってくるということではないかなというふうに思います。

その次の27ページ、地域で暮らしていくために何が必要かという質問に対して、年齢別に見ました。0～19と20～50、60～70というところで見えた結果を、これは記述で、真ん中辺に「年齢別でみると」というふうに書いてあるところに、そのクロス集計の結果を文章でまとめてあります。

それから飛びまして30ページ、災害時の対策等について、災害時に困ることですね。これについては、障害者手帳をお持ちの804名について、障害部位別の回答状況をクロス集計をかけたものを入れております。文章で入れております。上から5行目、6行目ぐらいのところに書いてあります。

それから次、41ページに飛びまして、問29、誰が介護者なのかという質問の中で、0歳～50歳代に限ってクロス集計をとって見たところ、やはりここでは母親というのが結局多くなるということがわかります。今回、特に身体障害者手帳や難病の方は70代の回答率が非常に高いので、そこをちょっと補正する意味合いで0～50をとっているということでございます。

それから43ページ。介助している方への質問なんですけれど、このアンケートそのものの回答者が、宛て名本人が回答した場合と、ご家族がかわりに回答している場合とで、回答内容を比べて、困りぐあいを比べたところ、やはりご家族の方が回答しているというところが軒並み不安が大きいというか、困っている度合いが高いという結果がわかりました。

それから45ページ、日常生活で困っていることについて、これも手帳で身障手帳をお持ちの方について、障害の部位別で見た、これは表もつけてございます。46ページのところに障害の部位別というところに表もつけて、考察も加えているものです。

それから48ページ、あなたはどれぐらい外出しますかという質問に対して、ほとんど外出しないというふうに回答した方を年齢別に比べたものです。これで見ますと、60代、70代でほとんど外出しない人が4分の3というふうになっているので、この部分については高齢化が伴って外出できなくなっているという人が大半である中で、2割弱の人が50代以下でもほとんど外出しないという人がこれだけいるということは、ちょっと課題として浮き彫りになったかなというふうに思います。

それから49ページ、外出するときの困り事について、これは身障手帳をお持ちの方の障害の部位別を聞いております。グラフもつけております。考察も加えているところです。

それから53ページ、問37-1について、これは障害手帳、障害者本人の年齢が20代～50代の身障手帳と難病の患者さんだけを別途、抽出しています。これもさっき言ったとおり、ここでは高齢者の回答が多いのを補正する意

味合いで、20代～50代の生産年齢人口と言われるところだけを抜き出したらどうかというふうにクロスをかけました。その結果、身障手帳をお持ちの方の3割、難病の方の5割は一般就労しているということがわかりました。

それから60ページです。サービスの中の同行援護、視覚障害者への外出支援サービスについては、視覚障害のある方だけをクロス集計で出してみたのを一番下にグラフとして追加しています。もちろん15.3%と、利用している方が多くなっているということがわかります。

62ページから63ページ、就労移行支援や就労継続支援A型、B型について、これは20代～50代の生産年齢人口のところでもクロス集計をかけて、出し直した表をつけています。

それから67ページ、②のコミュニケーション支援事業については、聴覚・平衡障害のある方についてクロス集計をかけてみたグラフを一番下につけております。

それから73ページ、ここに地域の中で障害者に関するサービスのうち、何が不足しているかという自由記述の部分を入れております。

それから76ページですね。最後の質問については、重要な質問だということで、年齢別のものと障害の部位別のものを、グラフもあわせて入れております。

それから、46-1で具体的な改善策について、体系別に自由意見を分けてまとめたものを最後につけているということでございます。あとは、細かくは今読み取り切れないところもあるかと思えますけれど、そういうふうにクロス集計をかけ前回にいただいたご意見を生かして報告ができたというふうに思っております。

以上でございます。

**【委員長】** クロス表で関連を分析しないとわからない点があるという前回のご意見に基づき検討したのが今の報告です。

次に進みます。団体ヒアリングと事業者アンケートの結果について、これも事務局、お願いいたします。

**【障害福祉課長】** 資料4-5の「団体ヒアリングのまとめ」という紙がございます。この協議会には各団体からの代表の方が参加していただいているんですけども、やはり16名という委員の中では拾い切れない分野の方たちがいらっしゃると思いますので、そういう方たちを中心に、この協議会での議論を補うという意味合いで、9つの団体から個別にヒアリングを行いました。

団体の中身ですけども、難病というカテゴリーでパーキンソン病友の会という市内に拠点がある団体さん、それから2つ目は学芸大学附属特別支援学校の

P T Aの代表の方、これは知的障害というカテゴリーになるかなと思いますが、主にはそうだと思います。その代表の方からのヒアリング。

それから3つ目は、同じく学校関係で小平特別支援学校のP T Aの代表の方。ここは身体の障害の方、重い障害の方も含まれているということで、お聞きしました。

それから4つ目は、発達障害のお子さんを養育されている保護者の団体を、3つの団体からそれぞれ1人ずつ一緒に来ていただきまして、ご意見を伺ったということです。

次が、かたつむりの会という、身体障害のうちの視覚の障害のある団体の代表の方に伺いました。

それから次が、失語症、音声・言語障害ですかね、ここの全国組織が東久留米市に事務局がございまして、そこをお願いをして、失語症についてのお話を聞かせていただきました。

それから次が、やはり難病のカテゴリーの中で筋痛性脳脊髄炎の会という、この会の全国の代表の方が市内にお住まいなので、この方のところに訪問をして、この方のところだけは訪問いたしましてヒアリングをいたしました。

それから、高次脳機能障害と家族の会については、今回、委員が出ていらっしゃるんですけど、アンケートの中で高次脳の方ってなかなか抽出が難しかったので、そういう意味では、アンケートの中には浮かび上がってこないという意味で、委員をつてにしまして家族の方にお話を伺うことができたということでございます。

もう1つ、精神障害者の家族の会からもお話を聞きましたけど、これは事業者アンケートのほうにむしろ中身が偏ってしまったので、事業者アンケートの方に反映させてあります。

個々にそれぞれ、この間お示ししたヒアリングシートに沿った中身をここにまとめてございますので、きょう一つ一つ確認はしていませんが、そういう趣旨でやったということで、お読み取りの上、生かしていただければと思います。

**【管理係長】** 続きまして事業所アンケート、資料の4-6について、管理係長から説明をさせていただきます。

事業所については、アンケートということで郵送で送らせていただいて、回答をいただいたということになります。

質問項目については、基本的に団体アンケートと同じ項目となっておりますが、違う点としては、6番、新規事業の展開についてということで、福祉計画の期間3年間の中で既に事業の展開が出ているものについては、今回のアンケートで書いていただくようお願いをいたしました。

あと、意見がかぶっているところについては、括弧書きなどでまとめてあります。まだちょっと全部の事業所から回答をいただけていない状況ですが、現在の集計としてはこのようになっております。

以上です。

**【委員長】** これで、計画を立てるために必要な調査結果が出そろったということです。今回の新しい結果を受けて、ご意見等をいただきたいと思います。

**【委員】** 資料の一番分厚いものですけど、4-3ですけども、調査結果報告書のほうなんですけれども、特に80ページのところからですけども、80ページのところから自由記述欄ということで、いろいろな項目についての記載がされていて、この前のページでも自由記述ということでいろいろ出ているんですけども、これはやはり当事者の方ですとか地域の方が、どういふことが必要なのかということを生の形で入れられていて、これは主観的ニーズといいますか、そういうことで、こういうニーズがあるのだということをしかり受けとめて、これに対してまた客観的ニーズといいますか、客観的な立場でまたこれをどういふふうにとめるのかということを読みまして、検討していく、ちょうどいいといいますとちょっとあれなんですけれども、非常に重要な内容だと思っていて、相談支援部会なんかのほうでもまたこういったニーズについて検討して、今後どういふ支援をしていったらいいのかということにぜひ役立てていきたいというか、そうしないといけないのではないかといいふうに思っております。

**【委員長】** 自由記述の整理についてのご意見だと思います。これについては、自由記述を実際のニーズと照らし合わせながら整理したもので、今後必要なことがここを見ると浮き彫りになっていると思われまます。

**【委員】** 調査項目としては、これまでやってきたことに踏まえて調査していただいているなというふうに思うんですけども、前回の計画の評価の中でもどう評価していいのかわからないみたいなどころがあって、そういう意味で、例えば61ページの日中活動系サービス、生活介護で「現在利用している」「3年以内に利用したい」「当面利用するつもりはない」「無回答」という、この言葉だけだとなかなか、利用していてどういふところがよかったとか、先ほどの委員の自由記述にもつながっていくと思うんですけども、利用している、したいというだけだとなかなか評価が難しいので、こういうものをどういふふうには数字から障害のある人の像をとっていくのかというのを、またこの場で議論していかないといけないのかなというふうには思いました。

特に就労移行なんかも、利用しているだけではなかなかわからない、実態としてはやっぱり何年ぐらい就労、一般企業にいたかみたいな就労期間とかなん

かが見えてくるとまた現状が把握できたりとか、改善点が見えたりとかするのかなというふうに思うので、これはこれで大事な資料ではあるんだけど、この資料をどういうふうに活用していくのかというのがまた自立支援協議会、この協議会の役割なのかなというふうに、一応感想なんですけれども、思いました。

【委員長】 数字だけ見ると、現在も利用していないし、3年以内に利用しないだろう人が多いサービスについて、このサービスは不要なのかということです。数値には上がってこない潜在的なニーズをこれからも継続して拾っていくかことは重要だと思います。それをどのようにあぶり出していくかというのは、これから先も少し継続的な議論が必要だと思います。

【委員】 私も感想なんですけれど、全体を通して、知らないとか使う予定がないとかという記述がちょっと多いですね。それって、やっぱり情報発信、きちっとした説明とかというのがなされないからなのかなというふうに思いました。いろんなところで知らないとか、使ったことがないとかいうことも多かったのが、それが1つ。

あともう1つは、事業所アンケートのまとめについてですが、5の事業所の課題についてというところを読んでいると、いろいろなサービス提供をしていきたいという思いはありながらも、現実の人・物・金のところの壁というのが大きいというふうにちょっと感じとれるような記述が多いですね。

それで、これから計画を立てていくに当たって、利用者ニーズを数字に表していくという視点で考えていくと思うのですが、数字をどういうふうに計画に具体化できるのかという視点でも、いろんな知恵を出し合いながら、数値を見ていくという視点も必要なのかなと思いました。なかなか事業所も厳しい状況にあるなというふうに見てとれるアンケート結果だと思いました。

【委員長】 取り組みたいが、障壁があることでなかなか取り組めないという事業所や、支援があるということだということでしょう。

障害理解、あるいは障害者差別解消法などが進んでいるというわりには、障害のある方、障害のない方にかかわらず、その理解はあまり高くはないという数値も出ているなどは重要だと思います。また、障害のある方、ない方にかかわらず、権利条約批准の理解も決して十分ではない。先ほど委員がおっしゃられましたけれども、情報発信などが関係している可能性もあるかと思います。啓蒙活動、啓発活動などの重要性が見えると思います。

また、児童の発達相談、放課後余暇活動、就労支援など、これから3年間の中で、とりわけこの点は重点になるのではないかというご意見等あれば、お願いします。

【委員】 障害への理解についてのところなんですけれども、確かに差別解

消法とか障害者権利条約という言葉が難しい部分で、なかなか理解されない部分もあるのかなど。比較的、虐待という言葉だと、わりとみんなが認知しているのを見ると、やっぱり表現の仕方ということと、あと身近にどういふふうに伝えていくのかということが今後重要になってくるのかなというふうに思うので、そこら辺、我々の協議会でもいろんな形で伝えていくことで、例えば解消法は知らないけども、そういうことをしちゃいけないんだよね、差別しちゃいけないんだよねとか、権利条約は知らないけども、障害のある人のコミュニケーションの権利だとか、あといろんな会議でも、自分たちのことは自分で決める、参加して決めたいみたいなのを、そういう環境をつくっていくことが大事なのかなというふうには思ったので、そういう意味では、以前に比べれば少しずつ認知されているし、自治会の中でも結構障害のある人に対する支援みたいなのを自治会独自でやっている例なんかも、地域福祉計画の中で報告があったりとかするので、身近にというところが大事なのかなというふうには思います。

あと、委員長が言った80ページの児童の放課後の余暇活動の充実ということで挙がってはいるんですけども、今、放課後等デイサービスを使う使い方が、民間の企業も参入してきて、子供たちが3つの事業所を使いながらやっている実態とかがあるじゃないですか。そういうところをどういふふうに捉えていくのかというのを協議会の中でも議論していかないと、先ほど委員も言ったように、事業所としての厳しい部分と、ニーズはあるけれども、受けたいんだけども、でも、企業が入ってきて、ほんとうにスマートフォン1つで、空いていたら子供を預けられるという実態。1週間、送迎もやってくれているからいいんだみたいな形をどう考えていくのか。

国の施策の中でも、学童保育を充実させるとか、親が就労、働いてもらうためにというふうな方向性が出ている中で、こういう障害のある子供たちの環境としてそういうものをどう捉えていくのかは、委員長らが専門だと思うので教えてもらえたらいいなというふうに思います。

**【委員長】** 放課後の制度が変わって、多くの支援がみられる反面、多様な使い方、多様な事業所があることは事実と思います。

**【委員】** 今、女性が働く、働きやすくするための環境等整備で子育て支援（障害がある子もない子も）が政策の一つであることは承知しています。ただ、障害がある子だからこそ学齢期に親子関係を含めてするべきこと、しておくべきことがたくさんあると実体験から思っています。必要な方に必要な支援が行き届けばいいのですが、大事な税金です。親としての役割を踏まえた上で児童デイを活用して欲しいと考えます。

【委員長】 放課後支援のサービス数を数値だけで見れば増加しているけれども、具体的な内容が、活動はあるのか、単なる預かりなのか、それは明らかに違う。そう考えると、数値のみならず、その具体もしっかり見ていくことが必要だと思います。このことは、放課後に限定されるものではなく、福祉サービス一般について考えられることでしょう。

【委員】 放課後デイの話が出たんですけど、ほんとうにうちの利用者さんでもいっぱい何箇所も使っている利用者さんもいて、はてなというのが正直な感想です。今の何となく流れからすると、いっぱい出ることがよくないという流れなんですけど、児童のほうは児童のほうで協議しなくちゃいけないと思うんですけど、やっぱり青年の卒業してからの放課後というのか、余暇というのかな、アフターファイブが、やっぱりそこが一番今は欠落している部分だと思っています。

移動支援では限りがあるし、放課後デイのようなサービスがないというのと、作業所が3時半、4時に終わった後、その後、家族とずっと、18歳、19歳、それ以降の成人の方が家族といるしかないというのがほとんどの方というのがあると、成人のアフターファイブということのほうが課題が大きいのではないかなと思っています。

【委員長】 この問題についてはこの協議会で何度か議論しましたが、現在の支援体制では、学齢が終わってしまうと突然、仕事のあとや休日の活動支援がゼロになってしまいます。必要とする人がいる限りは何か制度を作る必要があります。ここの委員会だけで制度設計できるだけではありませんが、そういう視点は常に持つておく必要があると思います。

【委員】 そうですね、13番のところに相談支援体制の強化という、82ページのところにありまして、そもそも相談に来られない身体的な障害とかをお持ちの方が、はがきでの相談ですとか、そういった相談が必要だというのは、ここをちょっと読みまして、私、初めて、ああ、こういうニーズもあるんだなということを見ました。

相談といいますと、待っていてやるということが一般ですけれども、やはり出かけていくという、巡回相談制度というふうにも書いてありますけれども、そういったこととか、やはりそういうことをやることによって、障害を持っておられる方が地域で生活していけるんだなということも見ました。

それから、先ほどの放課後ですとか仕事、作業所の成人になってからのアフターファイブのことのお話も出ましたけれども、ちょっと精神障害の方のことを思いまして、やはりアフターファイブの時間には食事をつくったりですとか、洗濯とか掃除とか家事をやらないといけないという一人暮らしの精神障害の方

はそういうニーズがありますので、そちらのほうも、作業所に通っておられる方でもなかなか、ちょっと家のことまでは手が回らないということが多いので、そういう部分、ちょっと何とかしてやれるといいなというふうにこちらのほうでも思うことが時々ありますので、そういう点でも今後支援できるような体制になってくれるといいのかなと思いました。

【委員長】 ニーズのある方が相談機関に来るというだけではなく、相談を専門とする方が当事者を訪問し、相談を受ける仕組みの検討ということです。多様な相談の可能性ということでは重要でしょう。

【委員】 うちの法人でもグループホームをやっているんですが、ここ何年かではほんとに親御さんがご病気されたりとかということで、親なき後の方が増えてきているというところでは、権利擁護、障害のある人の権利をどう守っていくのかというシステムをつくっていかないと、我々のほうとしても、本人に障害が重ければ確認できない部分もあって、親御さんにはしっかりと、エンディングノートではないんだけど、そういったきちっと残してほしいと。兄弟がかわりに診れるかといったら、診れない状況がやっぱり多いので、下手すれば、グループホームから入所施設へということにもなりかねない、本人の意思とは違うような支援をしなきゃならない場面もあるので、しっかり残してほしいというのは、グループホーム、親の高齢化が進んだ中での障害のある人の権利をどう守っていくのかというシステムをつくっていかないといけないのかなというふうに思っているのと、暮らしの場面は、ここグループホームの施設整備という、かなり切実に考えて書いてあるんですけども、いろんな暮らしのあり方があっていいのかなというふうには思っていて、グループホームだけが最終目標ではなくて、地域で安心して暮らせるスタイルを障害のある一人一人に考えてやってつくっていくということが大事なのかなと。こちら辺は相談とリンクする部分もあるとは思いますが、そういったグループホームが最終目的ではなくて、ほんとうにその人がどう暮らしやすい地域の支援をつくり上げるかということになってくるのかなというふうに思うので、そういった環境を我々の中でもつくっていく必要があるのかなというふうに思いました。

【委員長】 グループホームを中心とする暮らし支援の充実と、それにとどまらない権利擁護全般のシステムづくりの重要性ということでしょう。

【委員】 自分は支援が今足りないんで、そばにいて、わかりやすい会議とか、わかりやすい、どこか行って教えてくれたり、自分でも切符買うのがやっとなので、支援をもっと入れてほしいところが山ほどあって、足らないので、これにも書いてあるんですけど、これを見れば、後で問題が出ると思いますの

で、よろしくお願ひします。

【委員】 先ほどの権利擁護ですとか、障害を持った人がどうやって意思決定をして生活していくのかという点では、私どもの作業所に通われている方なんかでも、ご両親がだんだん年をとって、亡くなっていかれるという方がありまして、そういうときに、作業所としましても権利擁護事業ですとか進めるんですけれども、ちょっと有料であるということもあるんですけれども、それをなかなか障害の方がやってみようというところまで行くのは難しいケースというのが時々ありまして、そういう点で、権利擁護事業ですとか、そういうサービスをその人に使ってもらうための努力というか、そういうものもちょっと必要だなということを日常思っておりますけれども、そういったものができれば、また1人でいろいろなことをやっていけるのに、なかなか難しいなという、そういう思いもあります。

【委員】 先ほど障害福祉課長がおっしゃっていた48ページのデイからほとんど外出していない方が50歳代の方でも20%近くいるということを考えると、うちの移動支援のほうでも最近続けて2人ぐらいの方が、結構年の方ですけど、今まで何もサービスを利用しなかったけど、移動支援を使いたいんですという方がたまたま出てきたりしていると、この方たちはどうやって生活していたんだろうというふうな思いがあると、それが相談支援につながって、社会とのつながりがつなげればいいのかという思いがあったので、やっぱり外出していない方というのが81ページの13番のはがきとかでもということまで可能であるんだとしたら、そういうのにつながるのかなと思ったりはしました。

【委員長】 これについては、今回のクロス集計分析でわかったことですが、年齢高い方もそうですが、若い世代の方が外出しない。これの支援は必要だと思います。

【委員】 親がいなくなったら施設に入れるということが区役所の頭に入っているんじゃないかなと思うんだけど。地域で暮らすよりも施設に入った方がいいって。昔はそれで親の会が発表したものなので、自分なんかもその中に入れられた施設に行ったんだけど、そういう組み合わせも出てくると思いますよね、中に。家ではもうだめだから、これは邪魔だから向こう行けとか。

【委員長】 外出の機会が減り、地域とのつながりが弱くなれば、入所施設を利用する以外に道がなくなってしまう、だから関連するサービスが必要ということだと思います。

【委員】 支援がなきゃ施設だからね。ひどい虐待の事件が起きている。

【委員】 今、委員のほうから言われたことなんですけれども、やっぱりそれは1つ相談支援のほうでしっかりと、その人がどういうことを望んでおられ

て、どういうことが可能なのかということをちゃんと聞いて、それで、できるだけその人の希望に合ったふうな生活が実現できるように支援をしていかないといけないかなと思ひまして。

【委員】 親がいるときは反対されちゃうからね。自分の言っていることを。できないんだから、行けと言われちゃうから。

【委員】 ご本人と親御さんとか、そういった人のことをしっかり聞いて。

【委員】 そこ、とても難しいところよ。

【委員】 最終的にはご本人を中心に、できるだけ実現するように。

【委員】 のんびり豊かに暮らしたいんだけど、うちにいても邪魔だから向こう行けと。施設に行つて、山のあるところとか谷にあるところに行かされて、職員に言うこと聞けと言つて殴られたたり、蹴つ飛ばされたり。千葉\*なんかもそれだと思いますよ、今。大変な施設だと思いますよ、今。ほんとうに。親たちが行つて、怒つて。

【委員長】 家族も大事だけれども、やはりしっかりと本人のニーズを相談の支援で把握し、地域の支援をつくっていくことが大切ということでしょう。

【委員】 そうです。

【委員】 就労移行支援の利用人数が比較的どこの事業所も少なめかなという現状があります。それがなぜかというのは私たちも分析がしきれていないですが……。

今後、B型を利用する前の暫定利用をとということの動きにはなっていくのかなと思ひますが、実際に現場で考えたときに、就労にきちんと向けていこうという人たちや一般企業、一般就労なり特例子会社に向けていこうという人たちへの支援と、Bかな、どうかかなという人たちの支援は多少違ってくるといふ気がとてもして、それを混在してやっていくといふのは、現場が多少混乱しないのかなと思ひます。今は、明らかに一般企業なり特例を目指しましょうといふことを前提にやっているので、そういう不安は多少ありますね。

あと、77ページとか78ページに、就労支援の充実といふのを求められている方々がたくさんいらっしゃるというのが数字があらわれている。特に20代とか19歳とか働く世代の人たち、これをどういふふう具体的に支援をしていくのかなといふのになつてくると、もうちょっと支援の事業所の数とかと

---

\* 千葉県袖ヶ浦市の福祉施設「養育園」で知的障害のある男性入所者【当時（19）】が職員からの虐待後に死亡した事件で、県警は男性に暴力を振るつたとして、暴行容疑で20代の同園元職員2人を書類送検した。書類送検容疑は、施設内で男性に対し、殴つたり蹴つたりした疑い。この事件では、男性の腹を蹴り死亡させたとして、傷害致死罪で元職員が起訴された。県は、今回の2人と行方被告を含む計5人が、男性を虐待したとして昨年12月、全員解雇した。

いうのも考えていかないと。結局、就職してもらっても、その後の定着支援とか問題が起きたときにそこに出向いていくとかという支援が頻回になってきています。3年、5年とか、そういうスパンでもいろいろ問題が起きてくる、最初に支援に入るだけではなくて、もちろんなれるまでも大変なんですけど、慣れてきた後も何かしらの問題があるというのが実情なので、やはり数が必要なのかなと思いました。

あと、就労を続けていくためには、地域の中の生活を安定させるというのも両輪なので、そうなってくると相談支援体制とかいうところがきちっと相互に絡んでいくということも必要と思います。

あと、先ほど、相談支援のことでいろいろ出て、うちも相談支援をやっているんですが、どうしても今は特定相談の計画づくりというところに流れがちなんです。でも、本来、一般相談ということが大事であるというのを再度認識していたんですけど……。

今日の新聞で、特別支援学級の先生とかがなかなか障害への理解というのがわからなくて、虐待につながっちゃったりとか、拘束をしてしまったりとかということで、現場の先生も悩んでいらっしゃるというふうな記事がありました。

その一方で、特別支援学校のコーディネーターの先生が地域の学校に行かれたりとかというふうなこともなさっているということがあったり、社協の方もいろんなところに相談窓口を今設定していたりということがあるので、指定相談所を受けているところだけではなくて、地域の中の相談機関の横のつながりみたいなものも大事にしていけば、もうちょっと多面的なニーズを拾えるのかなというのはちょっと思いました。

以上です。

**【委員長】** 支援機関の連携が続いていくことの重要性だと思います。

**【委員】** ただいま委員が言われました就労支援のところなんですけれども、私ども就労移行支援事業をやっています、就労移行支援事業の場合には、2年間で就労を目指すという形なんですけれども、就労してしまいますと、その後は、最初は就労移行支援事業所のほうでもその後のことを考えてフォローをするんですけれども、実際フォローしましても、給付費のほうの対象にならないというところがありまして、終わったら就労支援センターのほうに引き継いでいくという、そんなふうにならざるを得ない部分はあるんですけれども、だんだん人が増えていくようになりますと、そこら辺、ますますちょっとセンターのほうにという方向になってしまうかなと思うんです、現状では。そこら辺はいかがなんでしょう。

**【委員】** うちもたまたま同じ建物の中に就労移行支援と就労支援室がある

というラッキーなつくりになっています。それなので、就労移行から就職した方については、給付期間の間にフォローをし、スライドできるように情報提供し、それで給付が終わった時点で就労移行支援のセンターのほうに移すというふうにやっぱりなっています。

その形がやっぱりあるべきだと思うので、そうやってきたときに、就労支援室、精神の方だと「あおぞら」さんになるんですけど、その職員配置の問題とか体制の強化というのがどうしたって必要になってくると思いますね。それがないと、やはり継続した就労というのはなかなか厳しいのかなと。

逆にまた、そこから就労移行支援事業所と連携しながら、少し本人のメンタルな部分を関係性がとれている移行支援事業所のほうにサポートしていただくとかというふうな、そこは給付にはならないんですけど、そんな感じでいいですか。

**【委員長】** この調査から現在の重要な課題がいくつか浮かび上がっていると思います。この調査を受けて、東久留米市が3年間に何に力を入れていくのかということについて、計画の中で表明したいところです。相談支援、就労移行支援、放課後支援、成人の方を対象にした余暇活動支援、生活の場の充実、権利擁護などがあがっていたと思います。

**【委員】** これちょっと配っていいですか。

**【委員長】** 予定の時刻となりましたので、休憩とします。その間に委員がご用意された資料を配布されます。

( 休 憩 )

**【委員長】** 後半にまいります。ところで、先ほど申し忘れましたけれども、アンケートの結果についてはこの後も使っていきますが、アンケートそのものの整理は、時間的な問題からこれ以上の新しい分析の導入などは難しいので、これで最終版としますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、後半の最初に、委員からの資料をお願いいたします。

**【委員】** 僕、月曜日、ほんとうは介護出るときなんですけど、いないので、今、グッドで仕事をやっています。月曜日が。で、火曜日は介護者を入れて、どこか、きょうは休みで、ほんとうは木曜日と金曜日は自分の仕事でピープルに行っています。それも介護が少ないので行っています。

自分でもできないことが山ほどあって、駅なんか行ったら、切符買うときにお釣りがあるのか、金が全然わからない。それで介護者がいなきゃだまかされていくときもあるから、そういうときにも介護を非常にあるんですよ。1度、2度はついていけるからいいけど、3度、4度は介護もない日で、自分でどうやるのかわからなくなって、けんかをしたり、警察に迷惑をかけたり、いろいろ

している人が多くて、この10年を見てもわかると思うんですけど。この紙面の中のものを全部直してほしいなど。いいものにつくってもらいたいなど僕は思って、これを持ってきました。区役所に言いたいので、ほんとに。福祉課に文句を言いたいと思って。

それから、介護保険だって何もついてありませんでしょう、あれ。70歳はゼロで、映画行くのだけってお金払うし、介護の……。

【委員】 委員は幾つになられたんですか。

【委員】 70です。

そういうのもやっぱり知的障害者、障害者のそういうのをつくってほしいなと思うんですけど。もうちょっとお金を出るようにしてほしいなと僕らが思っているのはそこなんです。新しく施設からでたって、お金がなかったら、これ問題ですよ、ほんとに。どうする、こうするじゃないんだよ。お金がなきゃ、これほんとにどうしても食べていかなきゃいけないときとか、病院にお金がかかるときとか、そういうのをもっと聞いてくれないと、施設から地域って言われたって、僕にはわからない。自分で出てきた人もがっかりしているもの。もうちょっと区役所が考えてほしいなと思っています。

【委員】 教えてもらっていいですか。委員がきょう困っているのは、ケアプランが自分が生活していく上で困っているのか、このケアプランを自分が便利なようにしてほしいのか、それとも、いろんなサービスを利用するだけでも、生活費が足りないということが困っているのか、どっちが。

【委員】 両方ですね。

【委員】 両方困っている。

【委員】 うん。だって比べたってわかるでしょう。1度、2度は全部くっついていよね、職員が。4度、3度はつかない。自分でできるんだから自分でやれって言われるのが山なんです。何でもかんでも自分でやれ、介護はつけないって、そういうふうに言われると、やっぱりこれ問題も、自分ができないから、じゃ、うろうろします。何でもやります。やっちゃいます。怒っちゃいます。それは成人にもあるんですよ、はっきり言って。

今、成人だって、病院に入っているとか、何十万人入っているって聞いているけど、今。

【委員】 このまま困っちゃう生活になっちゃうと、事件になっちゃうからって。

【委員】 うん。地域に出すんだったら、ちゃんとしてほしいなって僕は思うわけ。

【委員長】 前回は議論しましたが、いわゆる「65歳問題」です。65歳

になると、福祉制度で使えていたサービスが使えなくなることもありえます。ところがその年齢になっていきなりその人の必要な支援が変わるわけではない。お一人一人の権利が保証される状況には決していないだろうということです。

【委員】 だから、僕たち出そうと思っても、そこの施設の人が怖いから嫌だ、出たくない、施設のほうがいいって。施設だったら何でも食えるからって、地域なんか嫌だっていう人が多くて、こないだも1人いて、出そうと思ったんだけど、嫌ならしょうがない、入っていなさいって。

【委員長】 委員がずっと出張されていることですが、施設に入所されている方のすべてが必ずしも施設での暮らしが望ましいと感じているわけではなく、地域に出て生活するしんどさを考え相対的に施設で暮らすことを選ばれているということです。

【委員】 そうそう。それを福祉事務所が入れたでしょう。

【委員長】 国の制度をこの委員会だけの声で直ちに変更することは難しいと思えますが、しかし、安心して地域に出られる体制を求めて地域から声を上げないと、国の制度は変わらないと思います。

【委員】 やっぱり地域を変えていかないとだめだよ。だから、この間の神戸の事件だって、あれ障害者がやったでしょう。そういうふうに出ちゃうんだよ。

【委員】 ストレスがね、地域の中で。

【委員】 そうそう。だから、それを考えて、今。

【委員長】 これからの3年の範囲で変えるということは現実的には難しいけれども、その方向で地域を変えていくことは、この委員会の1つの重要な役割だと思います。

【委員】 自分も、厚生省で55人の会議の中に入って、話をしました。メモもしました。どっちかいいようにつくったんだけど、それも厚生省がだめにして、今、困っているんだ。

【委員長】 あのとときの意見が十分制度に反映されなかった側面もありますね。

【委員】 うん。反映されていなかった。全然されていないんで。

【委員長】 この委員会には当事者やその家族の方が委員として参加されております。当事者の方、家族の方から見たときの制度への願いを作っていく必要があります。

【委員】 だから俺は声を上げて、組合をつかって、今、闘っています。厚生省の前で旗を掲げて。あそこに寝ましたからね、厚生省の前で。僕は代表をやっていたんです。

【委員長】 委員の当事者運動には頭が下がるところがたくさんあります。

【委員】 聞かれたって、僕はほんとうにこの程度が悪いんで、答えようが……。

【委員】 これは4-1-1でいいの。この資料は。

【委員長】 これは当日配付資料ということで、4-1-1にしてください。委員の皆さん、ぜひこれお読みいただいて、委員の生活やニーズを改めて理解していただきたいと思います。

【委員】 誰も言えないので。

【委員長】 それでは協議事項に参ります。計画の素案ができております。まず事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【管理係長】 資料4-7をごらんください。まず、障害者計画、障害福祉計画の素案ができましたので、まず全体を簡単にご説明させていただきたいと思います。

1 ページめくっていただいて、目次をごらんください。全体で6章の構成になっておりまして、まず第1章においては、計画の背景や趣旨、ここ近年の制度の動向などを書いております。

また、この計画は市の中で上位計画等ある中で、どういった位置づけになっているかの説明、また障害者計画は6年間、福祉計画は3年間という期間の位置づけを説明する章となっております。

第2章については、東久留米の障害のある方の現状ということで、手帳をお持ちの方や各制度の利用状況、また今回のアンケートやヒアリングの結果も要約したものや抜粋したものを載せていく予定となっております。

第3章、第4章については、障害者計画にかかわる部分ということで、まだ今回の資料には載せていないんですけれども、庁内の検討会の中で議論したものを次回の協議会の中でご説明させていただきたいと思っております。

第5章は、障害福祉計画の部分になっています。基本的な考え方や具体的な29年度までの目標や計画値、目標値を載せていく章になります。

最後の6章については、計画の推進ということで、この自立支援協議会であったり、市民参加の推進、また自立支援協議会の中でお願いをしているPDCAサイクルの中での評価や取り組み、改善について、説明をしていく章となっております。

全体のところでは以上になります。

続いて、各章の説明をさせていただきたいと思います。

【コンサルタント】 それでは、1章のほうを説明させていただきます。

1 ページ目をごらんください。1 ページ目につきましては、「計画の策定にあ

たって」ということで、「1 計画策定の背景と趣旨」ということで整理をさせていただきます。こちらのページにつきましては、国の法律等々の今までの背景等を整理させていただきます。

まず、国においては平成23年8月におきましては、今計画の根拠法となる障害者基本法が一部改正をされたということ。また、平成24年10月におきましては、障害者の虐待防止法が施行されました。さらに平成25年4月には、障害者優先調達推進法、さらには障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が施行、一部は平成26年4月に施行されますが、施行されたということになります。

また、平成25年6月につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が公布されたということになっております。

また、平成25年9月につきましては障害者基本計画3次が策定されたということで、さまざまな法律、また計画等が策定をされてきたということになっております。また、東久留米市におきましても、平成24年に地域自立支援協議会等が設置され、障害者施設の推進に努めてきたということで、このような背景を踏まえるとともに、長期的な視点から総合的かつ計画的に障害者福祉に関する施策を推進するための東久留米障害者計画障害福祉計画を策定するという整理をさせていただきます。

2ページ目をごらんください。2ページ目につきましては、1ページ目の文章のものを表で整理させていただいたものとなっております。

3ページ目をごらんください。計画の性格です。この計画につきましては、本市の障害福祉に関するさまざまな施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法に定める市町村障害者計画と障害者総合支援法に定めます市町村障害福祉計画を一体的に策定するものとなっております。

また、下の図をごらんいただきたいと思います。市におきましては、第4次の長期総合計画というものが上位計画となっております。また、福祉に関連してくる計画としましては、平成27年度からスタートします地域福祉計画がございます。その中の1つとしまして、今回策定をしていく東久留米市障害者計画、障害福祉計画があるということで位置づけをさせていただきます。

この図につきましては、地域福祉計画をつくっていく中での図となっております。今回つくっていく計画ですが、ちょっと目立たないような形になっておりますので、この図をちょっとアレンジをしていきながら、今回この計画の部分をもうちょっと目立たせるような図としていきたいなというふうに考えて

おります。

続きまして、4ページ目をごらんください。計画の対象です。この計画は市民、企業、行政機関など、全ての個人及び団体を対象としております。障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含みます、その他心身の機能の障害がある者、及び難病患者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を対象として計画を策定していくものとなっております。

4の計画期間につきましては、障害者計画につきましては、平成27年から平成32年度までの6年間とします。障害者福祉計画につきましては、平成27年度を初年度とした平成29年度までの3カ年の計画としていきます。また、法制度の改正や社会的な情勢の変化等に伴いまして、必要に応じて計画を見直していくという状況となっております。

【管理係長】 第2章について、私、から説明をさせていただきます。

第2章の1ページ目、身体障害者の状況をごらんください。平成26年度10月1日時点で身体障害者手帳をお持ちの方は3,683名となっております。25年度、以前のものとは比べますと、大きく数字が変わっているんですけども、これは今年度は抽出の方法を変えまして、大きく数字が変わっております。以前までは進達の件数の累積、ちょっとわかりにくいんですけども、新しく手帳をとられた方と亡くなったりして、転出されたりして手帳を異動された方の差し引きを前年度から足して行って、累積していったものなんですけれども、今年度についてはゼロベースで見直しまして、出し直したところ、3,683名となっております。

また、今、作業中となっているんですけども、このほかに亡くなられたけれども、手帳の手続きをとっていない方や、転出された、市外に出られた方でまだ手続きをとられていない方が約200名近くいるということで、今その計算をしております、最終的にはそこも含めた数字を落とし込もうと思っております。

めくっていただいて、第2章、3ページごらんください。知的障害者の統計となります。こちらのほうも先ほどご説明させていただいた統計のとり方の違いから、25年度からちょっと数が減りまして、883名となっております。

すいません、1点補足、ページ戻りまして、先ほどの身体障害者手帳の部分、障害の内訳が書いてあるんですけども、従来は主な障害をお持ちの方でカウントしております。なので、1人1つの障害の分野にカウントされるということなんですけれども、複数障害をお持ちの方もたくさんいらっしゃるということで、今回はそれぞれの障害でカウントしていています。なので、各障害別

の人数を合算していくと、3,683名より多くなります。100%を超えるというような形になっております。

続きまして、4ページをごらんください。精神障害者の統計となります。こちらのほうは従来どおりの統計のとり方となっております、26年度10月1日では833名の方が手帳をお持ちになっております。また、自立支援医療を受給されている方は1,799名となっております。

今回、新しく数字を載せたところとして、その下の高次脳機能障害をお持ちの数ということで、自立支援医療を受けている方で、その中で病気、疾病名の中で高次脳機能障害にかかわる名前が載っている方は14名ということになります。実際は、自立支援医療を受けていない方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、今回のとり方として自立支援医療を受けている方では14名という形になります。

その下の部分、発達障害者の状況ですが、こちらと同じように自立支援医療を受けている方の中で、発達障害にかかわる病名、症状が載っている方を抽出したところ、94名いらっしゃったということになります。

その下、難病・小児慢性医療の助成を受けている方なんですけれども、こちらのほう、今現在、過去の部分について数字をちょっと集計中ですので、今回は数字は出ておりません。

めくっていただいて、5ページになります。障害や発達に課題のある児童の状況ということで、健康診断時心理相談・心理経過観察健診の利用者数を新たに載せております。また、わかくさの発達相談等の実施件数も今回新しく載せさせていただきました。

めくっていただいて、6ページをごらんください。今回、また新たに載せた項目として、就労支援室さいわい、あおぞらの個々の利用状況のほうを新しく載せさせていただきました。

その隣、7ページなんですけれども、福祉施設から一般就労への移行状況について、人数についてはPDCAサイクルの評価の中で数字を提示させていただいていたんですが、その内訳のほうはちょっとまだ出ていない状況で、例えば24年度、11名は身体・知的・精神のどの障害をお持ちの方が何名かというのを今回新しく載せるということで、今、数字のほうを出しております。

それ以降、8ページからになります。24年、25年、26年度の実績状況になります。ちょっと注意をしていただきたいのが、この後ちょっと議論をしていただく障害福祉計画の計画値は、1年間の実績になるんですけども、この利用状況については各年度の3月、年末の数字を載せてあります。これは東京都や国のほうで、現在の状況の数値については各年度末の最後の月、3月の

数字を使うよう指示が出ておりますので、ここについては3月時点、1カ月の数字となっております。

各数値については、PDCAの中で自立支援協議会の中で説明をさせていただいたところですが、10ページをごらんください。相談支援事業の実績の部分です。ここについてはちょっとすいません、括弧の下部分がまだ直っていないんですけれども、その月に、3月に相談支援を受けた人数でなく、その時点でもう計画相談を受けていて、サービスを受けている方の人数というふうになっております。

ですので、26年10月1日、9月の時点では、計画相談を受けている方は196名、児童のほうは38名という形になっております。

2章については以上になります。

**【コンサルタント】** 続きまして、5章のほうをごらんください。第5章、障害福祉計画となります。ここでは、障害福祉計画の基本的な考え方ということとを3点、整理をさせていただいております。

まず1つ目としまして、障害者の自己決定と自己選択の尊重です。ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別・程度を問わず、障害者がみずからその居住する場所を選択し、必要な障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加を実現していくことを基本として、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めていきます。

また、障害者の虐待予防の取り組みに関する現状を把握するとともに、虐待の予防に関する取り組みを一層進め、障害者の人権を尊重し、自己決定と自己選択のできる体制の整備を進めていくということです。

(2) 障害者の身近な地域における自立した生活の支援です。障害者がみずからの意思に基づき、身近な地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや地域における相談支援体制を充実するとともに、就労支援等による経済的自立を支援してまいります。また、障害のある人の特性に応じた情報提供や意思疎通のための手段の確保などの合理的な配慮が図られるよう努めてまいります。

(3) 地域生活への移行支援となります。福祉施設に入所している障害者や精神科病院に入院している患者等が地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民の障害に対する理解を深めるとともに、グループホーム等の居住系サービスの整備を進めてまいります。この大きく3つの基本的な考え方をもとに、障害福祉計画を策定していきたいというふうに考えております。

続きまして、2ページ目をごらんください。2ページ目につきましては、障害福祉計画の中で国から平成29年度に向けた目標設定をしていきなさいとい

うことが定められております。その目標設定をしていく内容について整理をさせていただきます。

数値につきましては、今後提示をさせていただくということで、どのようなものが目標の設定をしていくかということで説明をさせていただきますと、  
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進ということで、地域生活へ移行する者がどの程度目標として立てていくかという内容となっております。

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進です。こちらにつきましては、入院中の精神障害者の退院に関する平成29年度までの目標値を設定していくこととなっております。

(3) 地域生活支援拠点等の整備です。こちらにつきましては、地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を市または圏域に整備をしていくこととなっております。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進となっております。こちらにつきましては、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行をしていく人たちの人数を目標設定をしていくというような内容となっております。こちらの部分につきましては、国から定められております数値等を見ていきながら、今後目標を設定していくという内容となっております。

**【管理係長】** 3の事業量の見込みについて説明をさせていただきます。資料4-8をごらんください。具体的に27年から29年の計画の値を決めていかないといけないんですが、それへのたたき台となるような資料として用意させていただきました。21年から29年の各数字とグラフを載せてあります。

まず、居宅系についてなんですけど、基本的には27年から29年の数字は、このまま推移していくと、この数値になることが想定されるという数値をとりあえず載せさせていただきました。このほかのサービスについてもそうなんですけど、この協議会の中で皆様のご意見をいただきながら、その数字を増やしていくか、減らしていくかというところを議論していただきたいと思っております。

幾つかポイントを説明させていただきたいと思っております。めくっていただいて、通所系の生活介護のところをごらんください。25年、26年の実利用者数が220名、227名となっております。今後、既に事業所が建って、定員がある程度あるというようなところも盛り込みまして、29年度には現時点26年から23名増の250名ととりあえず設定をさせていただきました。

その下、就労移行支援をごらんください。就労移行支援については、先ほどコンサルタントのほうから説明がありましており、国のほうから指針が出ておりまして、25年度末の数字から6割以上の増加という目標値、設定値がさ

れております。

その指針に沿いますと、29年の時点で72名の方が実利用者数というふうになるんですが、とりあえずこちらのほうで用意させていただいた50名という数字は、現状、市内の事業所の余力や今までの市場利用者数の推移を見て、順当に数を増やしていくと、29年時点では50名ぐらいが自然増といいますか、そのまま増やしていける数字ではないかということで、50名という数値を設定させていただきました。

めくっていただいて、居住系のところをごらんください。共同生活援助、グループホームの実利用者数のところですが、26年度の時点では106名、27年度の目標値については125名とさせていただいております。この間、19名の増というふうになっておりますが、これは既に市内で事業の計画がある事業所の大体市内の方はそれぐらいに入られるだろうという数として19名を載せた数字となっております。

その後の128、130という増加については、1つは市外のグループホームの利用、また市内においてはサテライトが今後増えていくなどの要因を含めて、29年度には130名の実利用者数という計画値をとりあえず用意いたしました。

その下の施設入所支援のところなんですけど、これも国のほうから具体的な数値の指針が出ておまして、25年度末の利用者から4%削減という数値が出ております。当時の数値で見ますと、25年度103名から4%減ということで、99名が国の指針に沿った目標値となっております。ただ、当時におきましては、26年度10月の時点で101名の方が利用されていて、毎年1名ずつ地域移行により利用者数が減っていくという数値を設定しますと、29年には98名ということで国の指針の目標値、99名を達成できるというような状況になっております。

あと、後ろのほうになるんですが、サービス、地域生活支援事業の部分についても、数値のほうを用意させていただきました。補装具や相談支援、通訳の派遣、日生具（日常生活用具）の支給、また移動支援や日中一時も基本的にはこのまま推移すると、29年にはこれぐらいの数値になるだろうという数値をとりあえずたたき台として用意させていただきました。

この数値なんですけど、最終的に皆様のほうで議論していただいた後のほうの確定した数値を障害福祉計画の5章の3のところに入れさせていただきたいと思っております。

【コンサルタント】 それでは、最後に6章のほうをごらんください。6章のほうにつきましては、計画の推進に向けてということで、この計画をつくっ

た後にどのように推進をしていくかというものを整理をさせていただいております。

**【委員長】** ご説明、ありがとうございます。障害福祉計画第4期の素案です。このあと議論しますが、まず1点は、第5章の1つ目の障害福祉計画の基本的な考え方です。

それから、目標の設定については、数値をどうするかということです。

前回のものを申し述べますと、第3期の1つ目は障害者の自己決定と自己選択の尊重とあって、これは(1)と変わりません。

2つ目ですが、前期は3障害の一元化です。これは一定の到達ということで新しいものになっています。

3つ目が、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備を地域生活への移行支援と、多様な視点まで含めてシンプルな形になっています。

次の数値ですが、今回の目標の設定です。前回の目標値を見てみると、1つ目が施設入所者の地域生活への移行で、(1)と比較的近いでしょう。

(2)が福祉施設から一般就労への移行で、これが(4)と比較的近いでしょうか。

(3)が就労移行支援事業の利用者数で、これは今回特に独立しているということではありません。

前回の(4)が就労継続支援、A型事業の利用者の割合で、広く言えば就労支援に入ってくるというものです。今回はこの4つが案として挙がっています。

とりわけ、(1)の入所者4%減と(4)の就労移行支援事業の利用者6割増は、国の指針に数値化されており、これを踏まえて数値を策定しなければならないということです。

例えば、国の指針と関係するのが就労移行支援です。平成29年度は50人ですが、国の指針をそのまま当てはめれば72人が目標です。もう1つは、施設入所支援4%減で、国の指針をそのまま当てはめれば、29年度末は99人ですが、98人が目標値です。これはグループホームが新設されることとも関連して、平成25年度109を29年度には130まで増加を見込むということと関連します。また、市内の新しい資源と関係させれば、先ほどのグループホームのほか、生活介護ができることになっています。

1つ事務局に質問です。29年度目標に向けての精神科病院は、本市では直接は関係ないと考えていいでしょうか。

**【障害福祉課長】** はい。多分これは都道府県の目標値として、都道府県が位置づけることになると思うんですけど、それに伴って我が市で何人というふ

うには多分ならないと思っていますけれども、これは12月に東京都からヒアリングを受けることになっていますので、次の協議会までにはそこら辺は明確になると思います。

そうすると、この先ほどの第5章の2ページ目のところの(2)と(3)は、今のところには少しまだ議論しにくい中身ということになるということだと思います。

(3)もおそらく地域生活支援拠点というのをどうするかというのが、多分東京都との関係で出てくるんだと思うので、(2)(3)は、すいません、今のところは少し議論しにくい状態だと思います。

【委員】 5章と6章の関係ですけれども、福祉計画の基本的な考え方の1、2、3の3つがありますよね。その3つに沿って、29年度に向けた目標の設定がきちっと合わなくていいのかということと、6章の1ページ目の計画の推進体制というのが、また連動したものじゃなくていいのかが、ちょっと私の中でまず初めにわからないんですけど。

【障害福祉課長】 6章については、障害者計画と福祉計画が、これは一体化して今回はつくりますけれども、福祉計画については自立支援協議会のほうでこれまで3年間やってきたとおり、毎年毎年PDCAをかけていくというふうな流れにはなると思うんですが、者計画については行政内部でどういうふうなチェックをするとか、そこら辺がまだ未定です。行政内部の組織を庁内での組織をどうするかとか、中間見直しをするとか、そういうのはちょっと未定なので、そこら辺がもう少しわかるように書かないとわかりにくいかなというふうに思います。

皆さんのところでは福祉計画のほうの進行管理というところが協議会の任務というか、権限になってきますので、そこを意識していただければいいと思うんですけど。

【委員長】 今回は、障害者計画と障害福祉計画の策定期間が合わさっているので、第6章については障害者計画と障害福祉計画の両面を視野に入れたものができてくるということです。次回以降の議論になるかなと思います。

【委員】 今の話を、第5章の障害福祉計画の進行管理がまず限界だということになると、このそれぞれの考え方の主語というのは、「協議会は」ということになるんですか。これ、1も2も3も主語がないから、誰がやるのかなみたいになっちゃうんですけども、その部分としては……。

【障害福祉課長】 主語としては東久留米市になると思います。

【委員】 東久留米としてということになる。

【障害福祉課長】 はい。

【委員長】 基本的には、私たちの意見はこの計画に反映させ、それに基づいて行政が取り組むということです。

【委員】 ある程度、福祉計画も今度第4回目を迎えるので、今度、数字の縛りが厳しくなってくるのかな。そうしたときに、それを実現することの責任性と、あと、先ほどの児童デイじゃないけど、ほんとうに子供たちのためにこの数字でいいのか、どうなのかという議論をしたときに、数字に対する責任も生まれてきて、この計画の数値をどう実現していくのかという、そのところをはっきり多分今後これからは東久留米ということになっていくのかなというふうに思うので、そういう意味では、ほんとうにしっかりとした議論をしていけなくちゃいけないのかな、そういうことを前提とした、もうちょっと書き加えみたいなのがあったほうがわかりやすいのかなと。それを実現していくための数値になりつつあるので、今まではわりとある程度大体こんなことでもいいのかなという説明できたのを、実質的な数字になってくるので、そういうところの説明も入れたほうがいいのかなど。

そういう意味で言うと、地域生活への移行支援というところは、やっぱりシステム化みたいな文言が少し入ってきたほうが、例えば地域全体で地域移行を支えていくんだみたいな感じで、それを市がバックアップするんだみたいな感じになるのいいのかなというふうには思います。

【委員長】 ただいまのご意見は最初の基本的な考え方があり、その数値のバックグラウンド、土台となるキーワードを入れておかないと、数字が思想とリンクしないままに導かれてしまうという、重要な意見だと思います。

【障害福祉課長】 前回の計画では45ページのところに見込み量確保のための方策というのを一応出しているのですが、これを位置づければ、また位置づけて具体的なものが書き込めるものは書いていくというのできるかなとは思っています。

【委員長】 見込み量確保の方策というのが、今回の案では第5章にないので、それを入れられるかどうかということです。机上の空論的な数値ではなく、エビデンスに基づく数値をできるだけ入れていく必要があります。

【障害福祉課長】 あと、委員がおっしゃった最初のところは、要は2番の目標と1番の基本的な考え方が、整合が求められるということですかね。

【委員】 例えば、29年度に向けた目標の設定の移行推進というのは、前の目標だと、地域生活への移行支援というこの3番にのっとったところをこう進めていく、要するに施設に入っている人はどうする、病院に入っている人はどうするみたいな形なのかなというところの書きぶりのほうがわかりやすいかなと。

それと、(1)の自己決定と自己選択については、目標設定が実は全然書いていない形になっていて、今回、前半でこの報告書の調査結果の部分をこれに反映されているということになっていたので、そういった部分でお子さん自身はずっと親御さんが背負うんじゃないなくて、二十歳になったらちゃんと自己判断できるようにだとか、何かそんなようないろんな、アンケートからわかるところを少し盛り込んだところを入れていただけたらいいのかなと思ったんですけど。

【委員長】 アンケートで議論したこととも関連しますが、それぞれの人がその人らしく生きるようなシステム、そのための権利擁護システムなどのキーワードも入れられたらと思います。

【委員】 今、僕が配ったやつの中のいいところをまたみんなで話をしたほうがいいかなと思うんですけど。そこをよく見てもらいたいんですけど。この中で一番、ところがあると思いますので。これ、これのまたこの紙に、いいところだけ、いいところというところとあれなんだけど。自立のことが全部書いてあるので。

【委員長】 最初のところの基本的な考え方に、反映させたほうがいいかと思っています。

【委員】 1番あたりお願いしたいんですけど。

【委員長】 今回、委員が発言された内容は、基本的な考え方の(2)や(3)とつながるところもあります。そうしたところに反映していきたいというふうに思っています。

【委員】 よろしくをお願いします。

【委員長】 それでは、その他を事務局から幾つかお願いしたいと思います。

【地域支援係長】 4-9の小山恭輔選手の講演チラシについて、生活文化課の主事から。

【生活文化課主事】 皆様、会議でお疲れのところ、貴重なお時間いただきまして、まことにありがとうございます。私、市民部生活文化課で人権の担当をしております江積と申します。

本日は、皆様方に後援をいただきました事業のご案内にまいりました。お手元のカラー刷りのチラシになりますが、こちらが平成26年度、多摩東人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業、「講演と映画の集い～メダリストへの道」と題しまして、皆さんご存じかもしれないのですが、市内の競泳のパラリンピックメダリスト小山恭輔選手の講演と、あと映画『夢追いかけて』といいまして、小山選手も尊敬する全盲の金メダリストの河合純一氏とって、今までパラリンピックでメダルを20個以上も獲得されている選手の半生を描いた作品の上映会をいたします。

開催日時なんですけれども、来年の2月7日で、ちょっと先にはなるんですけれども、500人定員としておりまして、500人というキャパなので、皆様方のお力添えをいただきながら、多くの皆様にお越しいただきたいと考えておりますので、今、小山選手も先月開かれたアジアパラリンピックで大会新記録で金メダルを獲得されておりますので、今すごく調子がいい選手になりますし、今、東京オリンピックの招致なんかでオリンピック自体の機運というのが盛り上がっておりますので、人権啓発を目的とした事業になりますので、多くの皆様方にご参加いただきたいと思っておりますので、ぜひ皆様方のお力添えをいただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

私からの説明は以上になります。皆様、お忙しいところありがとうございます。

**【委員長】** 市民向けの講演ですので、多くの市民の方に広めていただいて、当日は会場があふれんばかりにしていいただければと思います。

では、今後の予定について確認をしたいと思っております。次回の第5回ですが12月22日です。よろしく願いいたします。午後2時半開始5時終了、会場は市役所の会議室を予定しております。議題は第4期障害福祉計画の検討です。

それから、これも前回確認しましたが、今年度最後の第6回を2月11日10時～12時、市民プラザホールで行います。休日ですので全ての委員の皆様への参加は難しいと思っておりますが、日程都合がつけばぜひよろしく願いいたします。これは市民公開型です。委員の皆様には9時半集合、10時開始の予定を考えております。大きな問題が生じなければ、第6回を最終としたいと思っております。

次回は第三期の障害福祉計画をご持参ください。以上をもちまして、第4回地域自立支援協議会を終了いたしますありがとうございました。

— 了 —